

# 募 集 の 公 示

下記のとおり公募に付する。

## 記

### 1 公募に付する事項

令和 7 年度差押不動産等の鑑定人の募集

### 2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されている者であること。
- (4) 現に、不動産の鑑定評価に関する法律（以下「鑑定評価法」という。）第 22 条の登録を受けている不動産鑑定業者又は登録を受けている不動産鑑定業者の事務所の常勤の不動産鑑定士であること。
- (5) 過去 3 年間に於いて不動産の鑑定評価（競売不動産の評価を含む。）を年間 5 件以上行うなど十分な鑑定評価経験を有すること。
- (6) 不動産鑑定士及びその不動産鑑定士の所属する不動産鑑定業者が適正な申告・納税を行っていること。
- (7) 鑑定評価法第 40 条の規定による懲戒処分を受けた場合には、その処分に係る不利益処分が終わった日から 3 年を経過していること。
- (8) 不動産鑑定士の所属する不動産鑑定業者が、鑑定評価法第 41 条の規定による監督処分を受けた場合には、その処分に係る不利益処分が終わった日から 3 年を経過していること。
- (9) 自己及び自己の所属する不動産鑑定業者の財産についての競売の申立て、破産手続開始の申立てがあること等により、依頼する業務の遂行に重大な支障が生ずると認められる事情がないこと。
- (10) 依頼した業務に携わるすべての期間を通じてその業務を速やかに、かつ、適切に実施できる状況にあること。

3 契約条項を示す場所 熊本国税局総務部会計課経費係

### 4 申込書提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和 7 年 2 月 14 日（金） 17 時 00 分
- (2) 提出先 熊本国税局総務部会計課経費係

5 契約書の作成の要否 作成を要する。

6 申込書の無効 本公示に示した資格のない者の提出した申込書は無効とする。

以上公示する。

令和 7 年 1 月 27 日

熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号

支出負担行為担当官

熊本国税局総務部次長 飯開 義幸